

社会福祉法人のぞみ福祉会役員等費用弁償及び役員報酬等に関する規程

(目 的)

1. この規程は、のぞみ福祉会の役員等に対する費用弁償及び役員報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

2. 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。
 2. 前条の旅費の支給方法は、伊波保育園旅費規程に準じて支給する。

(役員・第三者委員の報酬)

3. 役員が、理事長の招集に応じて理事会及び各委員会に出席したときは、役員報酬として1回につき5,000円を支給する。
 2. 役員が、会計監査のため出席したときは、役員報酬として1回につき8,000円を支給する。
 3. 第三者委員が利用者の意見・要望などの苦情解決実施要領第8条第2項及び第3項による場合は1回につき報酬として5,000円を支給する。
 4. 理事が、伊波保育園の職員で、勤務時間内に理事会に出席したときは、報酬は支給しない。
 5. 理事及び監事に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲とする。

附 則

この規程は、平成10年3月25日に改正され、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月20日に一部改正され、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月18日に一部改正され、平成20年3月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月17日に一部改正され、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月31日に一部改正され、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月17日に一部改正され、同日から適用する。